

市民体育館使用料

令和4年4月より適用

主競技場全面を単独使用する場合

()内は市外料金 円

区分	時間	9時以前の時間1時間につき	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	21時30分以後の超過1時間につき		
			9時～12時30分	13時～17時	17時30分～21時30分	9時～17時	13時～21時30分	9時～21時30分			
アマチュアスポーツでの使用	入場料なし	幼児、小中高の児童生徒が利用	660 (850)	2,300 (2,990)	2,640 (3,430)	2,640 (3,430)	5,280 (6,860)	6,260 (8,130)	8,240 (10,710)	1,320 (1,710)	
		上記以外(一般)	1,320 (1,710)	4,620 (6,000)	5,280 (6,860)	5,280 (6,860)	10,560 (13,720)	12,540 (16,300)	16,500 (21,450)	2,640 (3,430)	
	入場料あり	幼児、小中高の児童生徒が利用	1,320	4,620	5,280	5,280	10,560	12,540	16,500	2,640	
		上記以外(一般)	2,640	9,240	10,560	10,560	21,120	25,080	33,000	5,280	
その他催し物での使用	入場料なし	平日の場合	3,960	13,860	15,840	15,840	31,680	37,620	49,500	7,920	
		土日祝日の場合	5,940	20,780	23,760	23,760	47,520	56,420	74,240	11,880	
	入場料あり	と営利目的としない	平日	9,900	34,640	39,600	39,600	79,200	94,040	123,740	19,800
			土日祝	11,880	41,580	47,520	47,520	95,040	112,860	148,500	23,760
		と営利目的とする	平日	13,860	48,500	55,440	55,440	111,100	131,660	173,240	27,720
			土日祝	18,040	63,140	72,160	72,160	144,320	171,380	225,500	36,080

- 備考 1. 「入場料あり」とは入場することに対し、会費、会場整理費等の入場の対価を必要とする場合をいう。
 2. 「土日祝日の場合」とは、使用日が土曜、日曜又は祝日(その日が日曜にあたる場合はその翌日)の場合をいう。
 3. 所属先が市外住所又は市外出身者の割合が半数より多い団体の使用料は、100分の130の割合を乗じて得た額とする。

主競技場半面を単独使用する場合

円

区分	使用単位	市内利用者の場合	市外利用者の場合
アマチュアスポーツでの使用	幼児、小中高の児童生徒が利用	320	440
	上記以外(一般)	660	880

個人使用の場合(柔道場、剣道場、弓道場含む)

円

区分	使用単位	市内利用者の場合	市外利用者の場合
幼児、小中の児童生徒が利用	午前、午後、夜間各1回とする	50	70
高校の生徒が利用		80	100
その他(一般)の利用		150	220

柔道場、剣道場及び弓道場を単独使用する場合 ()内は市外料金 円

区分	時間	9時以前の時間1時間につき	午前	午後	夜間
			9時～12時30分	13時～17時	17時30分～21時30分
アマチュアスポーツでの使用	幼児、小中高の児童生徒が利用	320 (410)	1,200 (1,560)	1,320 (1,710)	1,760 (2,280)
	上記以外(一般)	660 (850)	2,300 (2,990)	2,640 (3,430)	3,080 (4,000)

- 備考 所属先が市外住所又は市外出身者の割合が半数より多い団体の使用料は100分の130の割合を乗じて得た額とする

体育館付属施設設備使用料

円

区分	使用単位	アマチュアスポーツ	その他催し物
放送設備	1時間につき	320	660
一般照明	1時間につき(半面の場合)	660 (330)	1320 (660)
ミーティングルーム	1回につき	980	1,980
電光掲示板	1組1時間につき	320	660

- ミーティングルームを夜間使用する場合は、1回につき150円を別途徴収
 一般照明料金は、主競技場半面利用の場合は、半額になります。